

平成27年12月1日

川崎信用金庫

法人向けインターネットバンキングの被害補償について

当金庫は、平成26年7月17日の全国銀行協会による申し合わせ（法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する補償の考え方）の主旨を踏まえ、法人のお客さまが利用されているインターネットバンキングの不正利用被害について、下記のとおり被害補償のお取扱いを開始いたします。

具体的な補償内容につきましては、お客さまそれぞれのご利用状況やセキュリティ対策の実施状況をお伺いしたうえで、個別に検討させていただきます。

1. 補償取扱開始日

平成27年12月1日（火）

2. 対象となるお客さま

法人インターネットバンキング《かわしんビジネスweb》を利用されている法人のお客さま
※個人事業主のお客さまは、かわしんビジネス web 利用規定でのお取扱いとなります。

3. 補償限度額

1契約（口座単位）2,000万円まで（年間）

※1年間は毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までの期間とします。

4. 以下の場合補償制度の適用となりません。

- (1) 不正な払戻しが発生した場合に、速やかに当金庫に通知いただいていない場合。
- (2) 不正な払戻しが発生した場合に、速やかに警察へ届出をしていない場合。
- (3) 不正な払戻しが発生した場合に、当金庫による調査および警察による捜査への協力をいただけない場合。
- (4) 振込先金融機関に対して組戻請求手続きがなされていない場合。
- (5) 端末機および通信媒体が正常な機能を發揮しない状態で使用されていた場合。
- (6) 戦争・変乱または自然災害等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた場合。
- (7) かわしんビジネス web ご利用規定に反した場合。

5. 以下の場合補償に応じられない場合や補償が制限される場合があります。

(1) 補償に応じられない場合

- ①インターネットバンキングに使用するパソコンに関し、セキュリティ対策ソフトを導入していない場合、基本ソフト（OS）やウェブブラウザ、セキュリティ対策ソフト等が最新の状態でない場合。
- ②インターネットバンキング推奨環境以外でパソコンを使用していた場合。
- ③パソコンを第三者に貸与・譲渡または担保差し入れていた場合。
- ④他人にID・パスワードを知らせた場合、お客様カード、乱数表を渡した場合。
- ⑤不正な払戻しが、会社関係者によって行われた場合。
- ⑥不正な払戻しが、第三者との共謀またはご契約先の故意、または他人に強要されて行われた場合。
- ⑦被害者が当金庫に対して行う被害状況の説明において重要な事項について虚偽の説明を行った場合。
- ⑧上記と同視すべき事情が認められた場合。

(2) 原則として補償が制限される場合

- ①当金庫が推奨するセキュリティソフトを導入していない場合。
- ②利用者ワンタイムパスワードを使用していない場合。
- ③ID・パスワードを安易に認知できる状態でメモや電子ファイル等でパソコン・携帯電話等に保存していた場合。
- ④パスワードの定期的な変更を行っていない場合。
- ⑤メール型のフィッシングに騙される等、不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合。
- ⑥当金庫から送付される資金移動通知メールを受信するためのEメールアドレスを登録していない場合および資金移動通知メールの内容を確認していない場合。
- ⑦上記の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合。

以上